耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
平成１９年４月１３日制定

（通　　則）
第１条　愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）は、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成１９年４月２日付け１８生畜第２７５０号農林水産事務次官依命通知。（以下「実施要綱」という。））、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成１９年４月２日付け１８生畜第２７５１号農林水産省生産局長通知。（以下「実施要領」という。））、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付要綱（平成１９年４月２日付け１８生畜第２７５２号農林水産事務次官依命通知。（以下「交付要綱」という。））及び耕畜連携水田活用対策事業業務方法書に基づいて生産振興助成事業を取り組む組織又は団体（以下「生産振興助成事業実施者」という。）が行う耕畜連携水田活用対策事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に際しては、他の法令等に定めがあるもののほか、この規則に定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）
第２条　補助金の交付の対象となる経費は、生産振興助成事業実施者が実施要綱第４の２に基づいて行う事業に要する経費とする。
２　実施要綱第４の２の経費に対する補助率は、別表に定めるところによる。

（交付申請）
第３条　生産振興助成事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、県協議会長が別に定める期日までに様式第１号による交付申請書を県協議会長に提出するものとする。
２　生産振興助成事業実施者は、前項の申請書の提出に当たって、当該補助費の仕入れに係る消費税相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなくてはならない。
　ただし、申請時において当該助成費に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない助成対象者に係る部分については、この限りでない。

（交付決定）
第４条　県協議会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきと認めたときには、補助金の交付を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、速やかに、様式第２号による交付決定通知書を生産振興助成事業実施者に通知するものとする。
２　県協議会長は前項の交付決定に際して、助成金の計算方法に誤りがあるとき、助成要件等の確認方法もしくはその結果が不適切であると認めたとき、またはそ

の他適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
３　県協議会長は、第１項の交付決定に際して、実施要綱、実施要領、交付要綱、東海農政局長から附された条件及びこの規則等に従うその他必要な条件を附すことができる。
４　生産振興助成事業実施者は、第１項の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して１５日を経過した日までに申請の取り下げをすることができる。この申請の取り下げがあったときには、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものと見なす。

（補助金の経費の配分の変更等）
第５条　生産振興助成事業実施者は、別表に定める変更があった場合は、県協議会長の承認を受けるものとし、様式第３号を県協議会長に提出しなくてはならない。

（補助事業の中止又は廃止）
第６条　生産振興助成事業実施者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合においては、県協議会長の承認を受けなければならない。

（着手及び完了の報告）
第７条　生産振興助成事業実施者は、別表の助成区分２の補助事業に着手し又は完了の後速やかに様式第４号による着手（完了）報告書を作成し県協議会長に提出しなければならない。

（事業遅延の報告）
第８条　生産振興助成事業実施者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由又は、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出して、その指示を受けなければならない。

（遂行状況の報告）
第９条　生産振興助成事業実施者は、補助事業の遂行状況を２月１５日までに様式第５号により遂行状況報告書を作成し、県協議会長に提出しなければならない。

（実績報告）
第１０条　補助金の交付を受けた生産振興助成事業実施者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、様式第６号により実績報告書を県協議会長に報告しなければならない。
２　前項による実績報告の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ）の日から起算して２０日を経過した日、又は当該年度の３月３１日のいずれか早い期日までとする。
３　第３条第２項ただし書により交付の申請をした生産振興助成事業実施者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、第３条第２項ただし書に該当した各助成対象者について、当該助成費の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第５条の規定に基づき、変更の承認を受けなければならない。
４　第３条第２項ただし書により交付の申請をした生産振興助成事業実施者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の

規定により減額した生産振興助成事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに県協議会長あて報告するとともに、県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
５　第２項の報告を受けた県協議会長は、様式第７号により、報告を取りまとめ、４月３０日までに、東海農政局長へ報告するものとする。

（補助金の額の確定）
第１１条　県協議会長は、第１０条の実績報告書の提出を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助金が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第８号による額の確定通知書を生産振興助成事業実施者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払等）
第１２条　生産振興助成事業実施者は、生産振興助成事業の実施に要した経費（地域取組計画書に示されているものに限る。）について、事業完了後、様式第９号により県協議会長に請求できるものとする。
２　県協議会は、生産振興助成事業実施者から第１項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、生産振興助成事業勘定から速やかに補助金を支払うとともに、県協議会長は、支払額を様式第１０号により通知するものとする。

（補助金の返還）
第１３条　生産振興助成事業実施者が県協議会長から補助を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、生産振興助成事業実施者は県協議会長に補助金を速やかに返還しなければならない。
２　生産振興助成事業実施者は、前項の返還があった場合又は県協議会長から補助金を受けた後、当該生産振興助成事業実施者が事業の推進に要した経費が県協議会に請求したときに必要であるとした経費の額を下回った場合には、県協議会長に返還しなければならない。
３　県協議会長は、生産振興助成事業実施者から補助金の返還があった場合は、生産振興助成事業勘定で管理するものとする。
４　県協議会長は、生産振興助成事業実施者が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本規則に定めた手続に従っていないと認めた場合には、補助金の全部又は一部について、返還を求めることができる。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を生産振興助成事業実施者に送付しなければならない。
５　前項の補助金の返納を求められた生産振興助成事業実施者は、前項の期日までに求められた額を県協議会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、生産振興助成事業実施者は、県協議会長に対し、期日の延長又は返還の全部若しくは一部の取消しを求めることができる。この措置を求める場合には、生産振興助成事業実施者は、期日までに返還できない理由又は返還を困難とする理由を記載した書面を返還の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。
６　県協議会長は、前項の期日の延長又は返還の全部若しくは一部の取消しを求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の額及び返納の期日を記載した書面（期日の延長の場合にあっては返納の期日のみを、返納の全部の取消しの場合にあってはその旨を記載した書面）を生産振興助成事業実施者に送付するものとし、真にやむ

を得ない事情であると認められないときにあってはその旨を生産振興助成事業実施者に通知するものとする。
７　県協議会長は、生産振興助成事業実施者が返還を相当の期間行わない場合又は第５項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第４項の期日に第５項の書面を県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該生産振興助成事業実施者に到達した日までの日数を加えた日に、さらに５営業日を加えた日）が経過してもなお行わない場合には、生産振興助成事業実施者への補助金の交付を停止するものとする。また、県協議会長は、東海農政局長から翌年度以降の当該生産振興助成事業実施者への補助金の割当は行わないこと、当該年度の当該生産振興助成事業実施者の補助金額を国に返還することその他とるべき措置について指示を受けるものとする。

（財産の処分の制限）
第１４条　生産振興助成事業実施者は、別表の助成区分２により取得し、又は効用の増加した財産を県協議会長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認める期間を経過した場合は、この限りでない。
２　前項に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上のものとする。
３　第１項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、県協議会長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。
４　生産振興助成事業実施者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（単価５０万円以上の財産）で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第１１号による財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（補助金に係る経理）
第１５条　補助金の交付を受けた生産振興助成事業実施者に係る事務を司った会員は、補助金に係る収入及び支出を明かにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの書類を補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度から５年間保存するものとする。

（監査）
第１６条　県協議会長は、生産振興助成事業実施者に対し、必要があるときは、前条に規定する帳簿等について監査することができるものとする。

（実施状況の報告）
第１７条　生産振興助成事業実施者は、県協議会長に事業が完了した年度から３年間、様式第１２号により実施状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の６月３０日までに県協議会長へ報告するものとする。
２　県協議会長は、前項の報告を取りまとめ、様式第１３号により７月１５日までに、東海農政局長へ報告するものとする。

附　則
この規則は、東海農政局長の承認のあった日から施行する。

別　表

区　分	助成区分	助成の対象となる経費	補助率	重　要　な　変　更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
耕畜連携水田活用対策事業 生産振興助成事業	１　水田における飼料作物生産に係る調整活動等	１　水田における飼料作物の生産を推進するための会議の開催に要する経費（販売促進のために実施する広報活動に係る経費を除く。） ２　水田における飼料作物の生産に係る調査、指導及び普及啓発に要する経費 ３　実証・試験及び技術の普及を実施する場合の飼料作物の種子は、都道府県の定める奨励品種（飼料作物優良品種種子利用促進要領（昭和５０年４月２１日付け５０畜Ｂ第２３３号農林水産省生産局長通知）第１の１に規定する奨励品種をいう。）であって、品質証明（飼料作物優良品種種子利用促進要領第５の２の（１）に規定する品質証明をいう。）を受けたものに限る。	定額		１　助成対象者の変更 ２　事業の中止又は廃止 ３　事業費の30%を超える増減

区　分	助成区分	助成の対象となる経費	補助率	重　要　な　変　更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
耕畜連携水田活用対策事業 生産振興助成事業	２　水田における飼料作物生産に係る基盤整備や飼料作物収穫機械の導入等	飼料作物の生産に係る水田における簡易な基盤整備の実施に要する経費 水田における飼料作物の生産に用いる機械・施設であって、農業者が共同で利用するものの整備に要する経費 水田において放牧を実施するために必要な施設の整備及び牛の導入に要する経費	１／２以内		１　助成対象者の変更 ２　事業の中止又は廃止 ３　事業費の30%を超える増減

様式第１号

番　　号
年　月　日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長　殿

住所
助成対象者名
代表者　　印

平成〇年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付申請書

平成〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則第３条第１項の規定により、耕畜連携水田活用対策事業費（生産振興助成事業分）補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

別紙のとおり。

別紙

１　事業の目的

２　事業の内容

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
耕畜連携水田活用対策事業費 （生産振興助成事業分）	円	円	円	
合　計				

（注）１　備考欄には事業名ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計の欄の備考欄に合計額（「除税額○○○円のうち国費○○○円」）を記入すること。
２　国費の補助金以外の負担があった場合は、別途記載すること。

３　経費の配分及び負担区分

区　　分	事業費	補助事業に要する経費 (a)＋(b)	負担区分				備　考
			国庫補助金 (a)	県協議会費 (b)	地域協議会費 (c)	その他 (d)	
耕畜連携水田活用対策事業費 （生産振興助成事業分）	円	円	円	円	円	円	
合　　計							

4　事業完了予定　　年　月　日

5　収支予算
（1）収入の部

区　分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備　考
			増	減	
1　補助金 2　その他	円	円	円	円	
合　計					

（2）支出の部

区　分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備　考
			増	減	
耕畜連携水田活用対策事業費 （生産振興助成事業分）	円	円	円	円	
合　計					

6　添付資料
助成対象者は、定款、事業報告書等を添付。地域水田農業推進協議会は規約等を添付。
その他必要と思われる資料。
別添として、「様式第１号（様式Ａ）」を添付すること。

様式第１号（様式Ａ）

平成〇〇年度　地域取組計画書　総括表　（案）

事業実施主体名、地区名 ①	施設の所在地 ②	受益 戸数 ③	受益 面積，頭数等 ④	目標数値等 目標の内容 ⑤	目標数値等 現状（平成〇年度） ⑥	目標数値等 目標（平成〇年度） ⑦	目標数値等 増減（率） ⑧	事業内容 工種，施設区分，構造，規格，能力等） ⑨	事業量（単価，回数，基数，台数，面積等） ⑩	竣工予定又は完了年月日	事業費 ⑪	負担区分 国　費	負担区分 その他	備　考
〇〇組合	〇〇市〇〇	戸 6	ha，頭 〇ha	飼料作付面積１％以上増加	〇ha	〇ha	10%増	〇〇機	〇〇〇円 1台	平成年月日	〇〇〇円	〇〇〇	〇〇〇	
〇〇〇														
〇〇〇														
計														

注：①～⑪の各項目の欄は、地域取組計画書に付された①～⑪の項目の内容を記入すること。

平 成 〇〇 年 度　地 域 取 組 計 画 書（案）

組織名 ①	
組織の所在 ②	

1 組織の概要等

（単位：人）

事業参加者数	畜産農家	稲作農家	〇〇〇
事業受益戸数 ③	畜産農家	稲作農家	〇〇〇

（単位：ha）

区分			面積 ④	備考
飼料作物作付面積	水田			
		うち転作飼料作物		
		水田裏飼料作物		
	その他			
		うち飼料作物		
		河川敷		
		その他		
耕種作物				
計				
	うち飼料供給地			

注1：その他については、飼料作物供給地毎に記入すること。
　2：飼料作付面積は、延面積を記入し、（　）で実面積を記入すること。なお、コントラクター等作業受託を行う場合は、作業受託面積を記入すること。

家畜飼養頭数	乳用牛	肉用牛	肉用牛繁殖	〇〇〇	計 ④

2 事業目標

（単位：ha、kg/10a、%）

活動内容	達成目標基準 ⑤	達成目標									備考
		牧草		WCS		〇〇〇		計			
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状 ⑥	目標 ⑦	増減率 ⑧	
	a　水田での飼料作物作付面積を1%以上増加										
	b　水田での受益面積を1%以上増加										
	c　水田での単収を1%以上増加										
	d　水田での受託面積を1%以上増加										

注1：組織名欄には、営農集団、農協、公社等の組織の形態を（　）で記入すること。
　2：活動内容欄には、次の中から選び記入すること。
　　① 耕畜連携等による作付ほ場の集団化等を行う集団
　　② 水田地帯において新たに有畜複合経営を開始する集団
　　③ コントラクター
　　④ 機械施設の共同利用、共同作業を行う集団
　　⑤ その他効率的で生産性に高い水田での飼料生産に取り組む集団
　3：目標基準の欄は、目標とする基準のa～dのいずれかを選び、〇印で囲むこと。

3 事業計画
（1）事業取組地域等の確認

耕畜連携水田活用計画作成地域名	飼料増産重点地区の確認		備考
	地区名	取組内容	

注1：　耕畜連携水田活用計画書作成地域名の欄には、地域名の他、事業を実施する地域の地域水田農業推進協議会名を（　）で記入すること。
　2：飼料増産重点地区の確認の欄には、全国飼料増産行動会議で承認された飼料増産重点地区名と取組内容を記入すること。飼料増産重点地区以外で事業を実施する場合は「－」や「無」等、対象外であることがわかるようにすること。

（以下は取り組む事業の内容に応じて、選択して記入すること。）
（2）事業実施計画
ア　水田飼料作物作付に係る調整活動
（ア）目的

（イ）事業計画
ａ　調整会議の開催

具体的な内容　⑨	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
稲発酵粗粗飼料生産拡大会議の開催 〇〇〇	回（人）	千円	（積算根拠の記入）

ｂ　調査の実施

具体的な内容　⑨	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
水田飼料作物作付意向調査 〇〇〇	回（人）	千円	（積算根拠の記入。調査内容の記入）

ｃ　実証、試験の実施

具体的な内容　⑨	場所	期間	実証面積	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
土壌分析 〇〇〇				回（人）	千円	（積算根拠の記入。内容の記入）

注：　実証、試験を実施する場所毎に内容を記入すること。

ｄ　技術の普及

具体的な内容　⑨	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
水田放牧の技術指導 〇〇〇	回（人）	千円	（積算根拠の記入。指導内容の記入）

ｅ　啓発活動

具体的な内容　⑨	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
遊休水田での稲発酵粗飼料生産拡大の啓発 〇〇〇	回（人）	千円	（積算根拠の記入。指導内容の記入）

イ　水田飼料作物の生産基盤の確立
（ア）目的

（イ）事業計画
ａ　飼料生産ほ場の簡易な基盤整備の実施

事業量　⑨⑩				事業費　⑪					備考
簡易な排水改良整備	畦畔の除去	〇〇〇	〇〇〇	簡易な排水改良整備	畦畔の除去	〇〇〇	〇〇〇	計	
a	a			千円	千円	千円	千円	千円	

注1：整備前の状況が明らかとなる写真等及整備予定図面等を添付すること。
　2：整備内容の単価を備考欄に記入すること。

ｂ　放牧牛の導入
（a）導入頭数

牛の導入 ⑨	導入単価 （1頭当たり） ⑩	事業費 ⑪	備考
頭	千円	千円	

注1：　導入単価の欄は、市場における実購入価格又は直近年の独立行政法人農畜産業振興機構の全国の肉用子牛取引情報の全国家畜市場における黒毛和種の雌子牛の平均価格のいずれか低い価格を記入すること。

　2：備考欄には、導入を予定している牛の年齢等を記入すること。

（b）放牧計画

利用期間		利用日数		放牧面積		取組年度	月別利用計画												備考
現在	目標	現在	目標	現在	目標		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
月　旬～　月	月　旬～　月	日	日	ha	ha	初年度													
						2年度													
						3年度													

注1：　月別利用計画の欄は、取組年度ごとに利用面積、頭数等を記入すること。

区分	畜種、頭数（現在）		目標年次の頭数				備考
	畜種	頭数		水田放牧			
				頭数	利用面積	1頭当たり面積	
本事業で導入する牛	―	―					
既存の牛							
合計							

注1：「目標年次の頭数」の欄は、事業の目標年次の計画頭数を記入する。

c 水田飼料作物等生産利用施設機械の整備

（a）機械施設等整備

事業量 ⑨⑩				事業費 ⑪					備考
ｶｯﾃｨﾝｸﾞﾛｰﾙﾍﾞｰﾗ導入	○○○	○○○	○○○	ｶｯﾃｨﾝｸﾞﾛｰﾙﾍﾞｰﾗ導入	○○○	○○○	○○○	計	
台	台			千円	千円	千円	千円	千円	

注1： 型式、規格等を記入すること。
2： 整備内容等の単価を備考欄に記入すること。

（b） 機械施設等利用計画

機械施設名	作目及び作物名	利用期間		利用日数		月別利用計画												年間処理・生産量	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		月 旬～ 月	月 旬～ 月	日	日														

注1： 月別利用計画の欄には、利用面積等を記入すること。

機械名及び対象作物名	区分	機械能力別台数（現在）		左のうち目標年次に利用可能な台数								備考
		規格能力	台数		共同利用機械等		うち組織的利用可能な機械		個人利用に係る機械		当該機械の地区受益面積	
					台数	利用面積又は受託面積	台数	利用面積又は受託面積	台数	利用面積又は受託面積		
	本事業で導入する機械											
	既存の機械											
合計												

注1：「左のうち目標年次利用可能な台数」の欄、事業の目標年次までに耐用年数の切れる台数及び処分する台数を除いた値を記入する。
2：「共同利用機械」の欄は、当該機械の所有形態が共有又は組織有であり、複数の農家で利用するものを記入する。
3：「組織的利用可能な機械」の欄、当該機械の所有が組織有であり、オペレーター又は中核的農家等が主として作業受託を行い、利用することが可能なものを記入する。

4：「利用面積」の欄は、1台当たりの稼働能力（面積）×台数により記入すること。
5： 備考欄には、当該機械の有効利用計画として、地区外からの受託等に係る利用面積及び地区内の事業対象作付以外の作物への利用面積等を記入する。

d 他地域水田における飼料増産に直結する取組

（上記a～cの様式に準ずる。）

様式第３号（様式Ａ）

平成〇〇年度　地域取組変更計画書　総括表　（案）

事業実施主体名、地区名	施設の所在地	受　益		目標数値等				事業内容	事業量	竣工予定又は完了年月日	事業費	負担区分		備　考
		戸数	面積，頭数等	目標の内容	現状（平成〇年度）	目標（平成〇年度）	増減（率）	工種，施設区分，構造，規格，能力等	単価，回数，基数，台数，面積等			国　費	その他	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪			
〇〇組合	〇〇市〇〇	戸 6	ha，頭 〇ha	飼料作付面積１％以上増加	〇ha	〇ha	10%増	〇〇機	〇〇〇円 1台	平成年月日	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	
〇〇〇														
〇〇〇														
計														

注：①～⑪の各項目の欄は、地域取組計画書に付された①～⑪の項目の内容を記入すること。

平 成 〇〇 年 度　地 域 取 組 変 更 計 画 書（案）

組織名 ①	
組織の所在 ②	

1 組織の概要等

（単位：人）

事業参加者数	畜産農家	稲作農家	〇〇〇
事業受益戸数 ③	畜産農家	稲作農家	〇〇〇

（単位：ha）

区分			面積 ④	備考
飼料作物作付面積	水田			
		うち転作飼料作物		
		うち 水田裏飼料作物		
	その他			
		うち飼料作物		
		うち河川敷		
		うちその他		
耕種作物				
計				
	うち飼料供給地			

注1：その他については、飼料作物供給地毎に記入すること。
　2：飼料作付面積は、延面積を記入し、（　）で実面積を記入すること。なお、コントラクター等作業受託を行う場合は、作業受託面積を記入すること。

家畜飼養頭数	乳用牛	肉用牛	肉用牛繁殖	〇〇〇	計 ④

2 事業目標

（単位：ha、kg/10a、%）

活動内容	達成目標基準 ⑤	達成目標									備考
		牧草		WCS		〇〇〇		計			
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状 ⑥	目標 ⑦	増減率 ⑧	
	a　水田での飼料作物作付面積を1%以上増加										
	b　水田での受益面積を1%以上増加										
	c　水田での単収を1%以上増加										
	d　水田での受託面積を1%以上増加										

注1：組織名欄には、営農集団、農協、公社等の組織の形態を（　）で記入すること。
　2：活動内容欄には、次の中から選び記入すること。
　　① 耕畜連携等による作付ほ場の集団化等を行う集団
　　② 水田地帯において新たに有畜複合経営を開始する集団
　　③ コントラクター
　　④ 機械施設の共同利用、共同作業を行う集団
　　⑤ その他効率的で生産性の高い水田での飼料生産に取り組む集団
　3：目標基準の欄は、目標とする基準のa～dのいずれかを選び、〇印で囲むこと。

3 事業計画
（1）事業取組地域等の確認

耕畜連携水田活用計画作成地域名	飼料増産重点地区の確認		備考
	地区名	取組内容	

注1：耕畜連携水田活用計画書作成地域名の欄には、地域名の他、事業を実施する地域の地域水田農業推進協議会名を（　）で記入すること。
　2：飼料増産重点地区の確認の欄には、全国飼料増産行動会議で承認された飼料増産重点地区名と取組内容を記入すること。
　　なお、飼料増産重点地区以外で事業を実施する場合は「－」や「無」、対象外であることがわかるようにすること。

（以下は取り組む事業の内容に応じて、選択して記入すること。）
（2）事業実施計画
ア　水田飼料作物作付に係る調整活動
（ア）目的

（イ）事業計画
ａ　調整会議の開催

具体的な内容　⑨	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
	回（人）	千円	（積算根拠の記入）

ｂ　調査の実施

具体的な内容　⑨	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
	回（人）	千円	（積算根拠の記入。調査内容の記入）

ｃ　実証、試験の実施

具体的な内容　⑨	場所	期間	実証面積	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
				回（人）	千円	（積算根拠の記入。内容の記入）

注：　実証、試験を実施する場所毎に内容を記入すること。

ｄ　技術の普及

具体的な内容　⑨	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
	回（人）	千円	（積算根拠の記入。指導内容の記入）

ｅ　啓発活動

具体的な内容　⑨	事業量　⑩	事業費　⑪	備考
	回（人）	千円	（積算根拠の記入。指導内容の記入）

イ　水田飼料作物の生産基盤の確立
（ア）目的

（イ）事業計画
ａ　飼料生産ほ場の簡易な基盤整備の実施

事業量　⑨⑩				事業費　⑪					備考
簡易な排水改良整備	畦畔の除去	○○○	○○○	簡易な排水改良整備	畦畔の除去	○○○	○○○	計	
a	a			千円	千円	千円	千円	千円	

注1：整備前の状況が明らかとなる写真等及整備予定図面等を添付すること。
　2：整備内容の単価を備考欄に記入すること。

ｂ　放牧牛の導入
（a）導入頭数

牛の導入 ⑨	導入単価（1頭当たり）⑩	事業費 ⑪	備考
頭	千円	千円	

注1：導入単価の欄は、市場における実購入価格又は直近年の独立行政法人農畜産業振興機構の全国の肉用子牛取引情報の全国家畜市場における黒毛和種の雌子牛の平均価格のいずれか低い価格を記入すること。
　2：備考欄には、導入を予定している牛の年齢等を記入すること。

（b）放牧計画

利用期間		利用日数		放牧面積		取組年度	月別利用計画												備考
現在	目標	現在	目標	現在	目標		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
月　旬～　月	月　旬～　月	日	日	ha	ha	初年度													
						2年度													
						3年度													

注1：月別利用計画の欄は、取組年度ごとに利用面積、頭数等を記入すること。

区分	畜種、頭数（現在）		目標年次の頭数				備考
	畜種	頭数		水田放牧			
				頭数	利用面積	1頭当たり面積	
本事業で導入する牛	―	―					
既存の牛							
合計							

注1：「目標年次の頭数」の欄は、事業の目標年次の計画頭数を記入する。

c 水田飼料作物等生産利用施設機械の整備

（a）機械施設等整備

事業量 ⑨⑩				事業費 ⑪					備考
ｶｯﾃｨﾝｸﾞﾛｰﾙﾍﾞｰﾗ導入	○○○	○○○	○○○	ｶｯﾃｨﾝｸﾞﾛｰﾙﾍﾞｰﾗ導入	○○○	○○○	○○○	計	
台	台			千円	千円	千円	千円	千円	

注1：型式、規格等を記入すること。
　2：整備内容等の単価を備考欄に記入すること。

（b） 機械施設等利用計画

機械施設名	作目及び作物名	利用期間		利用日数		月別利用計画												年間処理・生産量	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		月 旬～ 月	月 旬～ 月	日	日														

注1：月別利用計画の欄には、利用面積等を記入すること。

機械名及び対象作物名	区分	機械能力別台数（現在）		左のうち目標年次に利用可能な台数								備考
		規格能力	台数		共同利用機械等		うち組織的利用可能な機械		個人利用に係る機械		当該機械の地区受益面積	
					台数	利用面積又は受託面積	台数	利用面積又は受託面積	台数	利用面積又は受託面積		
	本事業で導入する機械											
	既存の機械											
合計												

注1：「左のうち目標年次利用可能な台数」の欄、事業の目標年次までに耐用年数の切れる台数及び処分する台数を除いた値を記入する。
　2：「共同利用機械」の欄は、当該機械の所有形態が共有又は組織有であり、複数の農家で利用するものを記入する。
　3：「組織的利用可能な機械」の欄、当該機械の所有が組織有であり、オペレーター又は中核的農家等が主として作業受託を行い、利用することが可能なものを記入する。
　4：「利用面積」の欄は、1台当たりの稼働能力（面積）×台数により記入すること。
　5：備考欄には、当該機械の有効利用計画として、地区外からの受託等に係る利用面積及び地区内の事業対象作付以外の作物への利用面積等を記入する。

d 他地域水田における飼料増産に直結する取組

（上記a～cの様式に準ずる。）

様式第２号

番　　号
年　月　日

助成対象者　殿

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長

平成○年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業分）の交付決定の通知について

平成○年○月○日付け○第○号で申請のあった平成○年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金については、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則第４条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規定により通知する。

記

１　補助金交付の対象となる事業は、平成○年○月○日付け○第○号で申請（以下「申請書」という。）のあった耕畜連携水田活用対策事業とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金○○○円
補助金の額	金○○○円

３　補助事業に要する経費及び補助金の額の区分は、申請書の経費の配分及び負担区分欄記載のとおりとする。

４　補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額に耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則別表に定められている補助率を乗じて得た額とする。

５　助成対象者は、適正化法、適正化法施行令（昭和３０年政令第２５５号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）、耕畜連携水田活用対策事業交付要綱（平成１９年４月２日付け１８生畜第２７５２号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成１９年４月２日付け１８生畜第２７５０号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業業務方法書及び耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則に従わなければならない。

６　上記５のほか、次に掲げる条件に従わなければならない。

（１）助成対象者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合においては、次の条件に従わなければならない。

①　助成対象者は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。

②　助成対象者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長に報告するとともに、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（２）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

様式第３号

番　　号
年　月　日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長　殿

住所
助成対象者名
代表者　　印

平成○年度耕畜連携水田活用対策事業の変更承認申請書

平成○年○月○日付け○第○号で交付決定の通知のあった耕畜連携水田活用対策事業費（生産振興助成事業分）について、下記のとおり計画を変更したいので、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則第５条により承認されたく申請します。

｛　また、交付決定のあった補助金○○○円を○○○円に変更してくださるよう併せて申請します。｝

なお、その他については、補助金交付申請書記載のとおりです。

記

別紙のとおり。

１．計画変更の理由

２．計画変更の内容

（注）１　変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。
２　施設、建物の変更の場合は変更設計書を添付すること。
３　｛　｝内は、交付決定した補助金に変更がある場合のみ記載する。

様式第４号

番　　号
年　月　日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長　殿

住所
助成対象者名
代表者　　印

平成○年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業分）
着手（完了）報告書

平成○年○月○日付け○第○号で交付決定を受けた平成○年度耕畜連携水田活用対策事業の生産振興助成事業分について、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則第７条により下記のとおり報告します。

記

１　着手（完了）年月日
平成○年○月○日

着手及び完了時の写真を添付すること。

様式第５号

平成○年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業分）遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長殿

住所
助成対象者
代表者　　印

平成○年○月○日付け○第○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則第９条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　分	事業費	事業の遂行状況				備　考
		１月末日まで完了したもの		２月１日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、様式第１号の記の３の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

様式第６号

番　　号
年　　月　　日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長　殿

住　所
助成対象者名
代表者名　　印

平成○年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業分）
の事業実績報告書の提出について

耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則第１０条第１項の規定に基づき、事業実績報告書を提出する。

記

別添のとおり。
（別添は、地域取組計画書に準じて作成すること。）

様式第７号

番　　号
年　　月　　日

東海農政局長　殿

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長

平成○年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業分）
の事業実績報告書総括表の提出について

耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成１９年４月２日付け１８生畜第２７５１号農林水産省生産局長通知）第６の１の規定に基づき、事業実績報告書総括表を提出する。

記

別添のとおり。
（別添は、地域取組計画書総括表に準じて作成すること。）

様式第８号

番　　号
年　月　日

住所
助成対象者名
代表者　　様

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長

平成○年度耕畜連携水田活用対策事業（生産振興助成事業分）の額の確定について

平成○年○月○日付け○第○号の実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則第１１条の規定によって、下記のとおり額を確定する。

記

補助金確定額
金○○○円

様式第９号

請　求　書

年　　月　　日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長殿

住所
助成対象者名
代表者　　印

下記の金額を交付してください。

記

金　　円

ただし、平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定通知のあった平成〇年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金（生産振興助成事業分）

様式第１０号

番　　号
年　月　日

住所
助成対象者名
代表者　　殿

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長

平成○年度耕畜連携水田活用対策事業費補助金（生産振興助成事業分）の支払額について

平成○年○月○日付けで請求のあった耕畜連携水田活用対策事業費補助金（生産振興助成事業分）の支払額については、下記のとおりとしたので、耕畜連携水田活用対策事業費補助金交付規則第１２条第２項の規定に基づき通知する。

記

区　　分	支払額	
		うち国庫分
交付決定額(a)	円	円
既支払額(b)	円	円
今回支払額(c)	円	円
支払額合計（(b)＋(c)）	円	円

様式第１１号

財　産　管　理　台　帳

助成対象者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地区名　　地区	事業実施年度	平成　年度	補助事業名	

事業区分	事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	助成対象者	工種、構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									助成金	その他					
	計														
	合計														

（注）１　事業区分の欄には、「水田飼料作物の生産基盤の確立」と記入すること。
２　事業種目の欄には、「簡易な基盤整備」、「飼料作物収穫機械の導入」、「放牧牛の導入」等を記入すること。
３　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
４　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
５　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
６　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第１２号

平 成 ○○ 年 度　　事業実施状況報告書

組織名 ①	
組織の所在 ②	

1 組織の概要等

（単位：人）

事業参加者数	畜産農家	稲作農家	○○○
事業受益戸数 ③	畜産農家	稲作農家	○○○

（単位：ha）

区分			面積 ④	備考
飼料作物作付面積	水田			
		うち転作飼料作物		
		水田裏飼料作物		
	その他			
		うち飼料作物		
		河川敷		
		その他		
耕種作物				
計				
	うち飼料供給地			

注1：その他については、飼料作物供給地毎に記入すること。
　2：飼料作付面積は、延面積を記入し、（　　）で実面積を記入すること。なお、コントラクター等作業受託を行う場合は、作業受託面積を記入すること。

家畜飼養頭数	乳用牛	肉用牛	肉用牛繁殖	○○○	計 ④

2　事業目標

（単位:ha、kg/10a、%）

活動内容	達成目標基準 ⑤		達成目標									備考
			牧草		WCS		○○○		計			
			現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状 ⑥	目標 ⑦	増減率 ⑧	
	a	水田での飼料作物作付面積を1%以上増加										
	b	水田での受益面積を1%以上増加										
	c	水田での単収を1%以上増加										
	d	水田での受託面積を1%以上増加										

注1：組織名欄には、営農集団、農協、公社等の組織の形態を（　）で記入すること。
2：活動内容欄には、次の中から選び記入すること。
① 耕畜連携等による作付ほ場の集団化等を行う集団
② 水田地帯において新たに有畜複合経営を開始する集団
③ コントラクター
④ 機械施設の共同利用、共同作業を行う集団
⑤ その他効率的で生産性に高い水田での飼料生産に取り組む集団
3：目標基準の欄は、目標とする基準のa～dのいずれかを選び、○印で囲むこと。

3　事業計画

(1)事業取組地域等の確認

耕畜連携水田活用計画作成地域名	飼料増産重点地区の確認		備考
	地区名	取組内容	

注1：耕畜連携水田活用計画書作成地域名の欄には、地域名の他、事業を実施する地域の地域水田農業推進協議会名を（　）で記入すること。
2：飼料増産重点地区の確認の欄には、全国飼料増産行動会議で承認された飼料増産重点地区名と取組内容を記入すること。飼料増産重点地区以外で事業を実施する場合は「－」や「無」等、対象外であることがわかるようにすること。

(2)事業実施計画

（ア）目的

(イ)事業実施内容

a 飼料生産ほ場の簡易な基盤整備の実施

事業量 ⑨⑩				事業費 ⑪					備考
簡易な排水改良整備	畦畔の除去	○○○	○○○	簡易な排水改良整備	畦畔の除去	○○○	○○○	計	
a	a			千円	千円	千円	千円	千円	

注1: 整備内容の単価を備考欄に記入すること。

b 放牧牛の導入

(a)導入頭数

牛の導入 ⑨	導入単価 (1頭当たり) ⑩	事業費 ⑪	備考
頭	千円	千円	

注1: 備考欄には、導入を予定している牛の年齢等を記入すること。

(b)放牧実施状況

利用期間		利用日数		放牧面積		取組年度	月別利用状況												備考
現在	目標	現在	目標	現在	目標		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
月 旬～ 月	月 旬～ 月	日	日	ha	ha	初年度													
						2年度													
						3年度													

注1: 月別利用計画の欄は、取組年度ごとに利用面積、頭数等を記入すること。

区分	畜種、頭数(現在)		目標年次の頭数				備考
				水田放牧			
	畜種	頭数		頭数	利用面積	1頭当たり面積	
本事業で導入した牛	―	―					
既存の牛							
合計							

注1:「目標年次の頭数」の欄は、事業の目標年次の計画頭数を記入する。

c　水田飼料作物等生産利用施設機械の整備

(a)機械施設等整備

事業量　⑨⑩				事業費　⑪					備考
ｶｯﾃｨﾝｸﾞﾛｰﾙﾍﾞｰﾗ導入	○○○	○○○	○○○	ｶｯﾃｨﾝｸﾞﾛｰﾙﾍﾞｰﾗ導入	○○○	○○○	○○○	計	
台	台			千円	千円	千円	千円	千円	

注1：型式、規格等を記入すること。
　2：整備内容等の単価を備考欄に記入すること。

(b)　機械施設等利用状況

機械施設名	作目及び作物名	利用期間		利用日数		月別利用状況												年間処理・生産	備考
		現在	目標	現在	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		月　旬～　月	月　旬～　月	日	日														

注1：月別利用計画の欄には、利用面積等を記入すること。

機械名及び対象作物名	区分	機械能力別台数(現在)		左のうち目標年次に利用可能な台数								備考
		規格能力	台数		共同利用機械等		うち組織的利用可能な機械		個人利用に係る機械		当該機械の地区受益面積	
					台数	利用面積又は受託面積	台数	利用面積又は受託面積	台数	利用面積又は受託面積		
	本事業で導入した機械											
	既存の機械											
合計												

注1：「左のうち目標年次利用可能な台数」の欄、事業の目標年次までに耐用年数の切れる台数及び処分する台数を除いた値を記入する。
　2：「共同利用機械」の欄は、当該機械の所有形態が共同又は組織有であり、複数の農家で利用するものを記入する。
　3：「組織的利用可能な機械」の欄、当該機械の所有が組織有であり、オペレーター又は中核的農家等が主として作業受託を行い、利用することが可能なものを記入する。
　4：「利用面積」の欄は、1台当たりの稼働能力（面積）×台数により記入すること。
　5：備考欄には、当該機械の有効利用計画として、地区外からの受託等に係る利用面積及び地区内の事業対象作付以外の作物への利用面積等を記入する。

d　他地域水田における飼料増産に直結する取組
（上記a～cの様式に準ずる。）

様式第１３号

平成○○年度　事業実施状況報告書総括表（案）

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（平成○年度）

事業実施主体名、地区名	施設の所在地	受　益		目標数値等						事業内容	事業量	竣工予定又は完了年月日	事業費	負担区分		備　考
		戸数	面積,頭数等	目標の内容	計画時(平成○年度)	1年後(平成○年度)	2年後(平成○年度)	目標(平成○年度)	達成率	工種,施設区分,構造,規格,能力等)	(単価,回数,基数,台数,面積等)			国　費	その他	
		戸	ha,頭													
計																